



条例の作成

- 国の法改正
- 企業団の特有事情

例えば……

「水道用水供給条例の一部を改正する条例」

消費税
増税

議案第3号

水道用水供給条例の一部を改正する条例

水道用水供給条例（昭和48年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水料金)</p> <p>第3条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 受水者(前条に掲げる神奈川県及び3市をいう。以下同じ。)と協議して定めた水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき36円80銭の割合を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>(2) 使用料金 使用水量(受水者が使用した水量をいう。以下同じ。)に1立方メートルにつき14円の割合を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、寒川取水地点からの取水による給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 受水者と協議して定めた水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき17円30銭の割合を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>(2) 使用料金 使用水量に1立方メートルにつき次に掲げる受水者ごとの割合を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(給水料金)</p> <p>第3条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 受水者(前条に掲げる神奈川県及び3市をいう。以下同じ。)と協議して定めた水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき36円80銭の割合を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>(2) 使用料金 使用水量(受水者が使用した水量をいう。以下同じ。)に1立方メートルにつき14円の割合を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、寒川取水地点からの取水による給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本料金 受水者と協議して定めた水量を基本水量とし、当該基本水量に1立方メートルにつき17円30銭の割合を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>(2) 使用料金 使用水量に1立方メートルにつき次に掲げる受水者ごとの割合を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>ア・イ (略)</p>

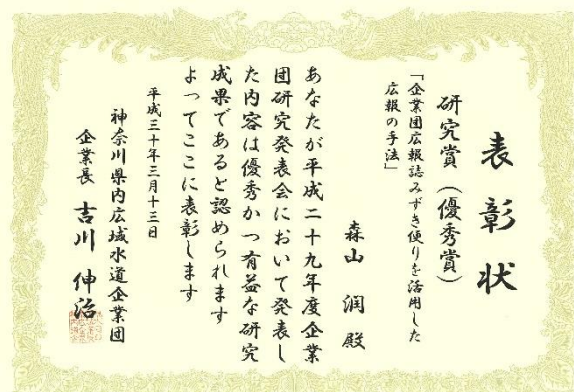
附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

広報

- 水道に対する理解を深めてもらう
 - 水道の源(ダム、水源地)等
- 企業団に対する理解を深めてもらう

- 広報誌の作成
- 企業団イベント
- TV撮影協力



平成29年度 研究賞(優秀賞)



みずきフェスタ2019
令和元年6月1日
来場者数 2,200人

企業団キャラクター
「ウォービー」



財務課（決算担当） 行政職の一日

8:30~

メール
予定
の確認

例月
出納検査

12:00 13:00

昼
休
み

会 計
伝票と
格闘中

打合せ
(総務課)
消費税 等

~17:15